入　札　公　告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年10月16日

周南工業用水道事務所長　　矢野　信一

1　入札に付する事項

(1) 工事名
令和８年度　富改２号　川上接合井ほか水質計器取替工事

(2) 工事場所
周南市大字四熊ほか　地内

(3) 工事の概要

工　事　内　容
水質計器取替・調整・処分　一式 川上接合井 夜市取水場 夜市送水池 御屋敷山配水池

(4) 工期
契約締結日の翌日から令和9年3月26日

(5) その他
本工事は、自己採点方式の実施工事である。
本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

この公告に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところによる。

2　入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

入　札　参　加　資　格　の　要　件		
共通事項		ア　この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項又は第２項に規定する者ではないこと。 イ　この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。 ウ　この公告の日において、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査が有効な者であること。 エ　共同企業体ではないこと。 オ　山口県電子入札システムを利用可能な者であること。 カ　本工事の指定部分に係る見積書を提出した者であること。
競争入札参加資格	業種	電気工事
	等級	Ａ等級
建設業許可		電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
営業所等の所在地		この公告の日までに、主たる営業所を山口県内に有していること。
総合評定値		国土交通大臣又は都道府県知事から、電気工事に係る総合評定値の通知を受けていること。
施工実績		平成23年4月1日からこの公告の日までの間に完成した工事で、元請負人（共同企業体にあっては、出資比率が20%以上の構成員に限る。）として、電気工事として発注された請負代金の額が５００万円以上である公共工事を施工した実績を有していること。
配置技術者		次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に配置できること。 ア　法第２６条第３項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。なお、専任特例１号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、入札条件及び指示事項によること。また、専任特例２号の監理技術者の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める。詳細については、入札条件及び指示事項によること。 イ　この入札に参加しようとする者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、本工事に専任で配置する必要がある場合は、この入札に参加しようとする者との間に、一般競争入札参加申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があること。 ウ　監理技術者にあっては、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。

（注１）用語の定義は、次のとおりとする。
ア　「競争入札参加資格」とは、山口県の「建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査」に関する告示に基づき認定された一般競争入札及び指名競争入札の参加資格であって、公告日時点で有効なものをいう。ただし、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者にあっては、この公告の日までに参加資格の再審査結果の通知を受けていなければならない。
イ　「建設業許可」とは、法第３条第１項に規定する許可をいう。
ウ　「事業所」とは、営業所（法第３条第１項の営業所以外の営業所を含む）及び工場をいう。
エ　「法第３条第１項の営業所以外の営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結することなく、かつ、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与することのない営業活動又は取引活動の拠点をいう。
オ　「主たる営業所」とは、法第３条第１項に規定する営業所のうち、主たるものをいう。
カ　「総合評定値」とは、この公告の日の前日までに、国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値のうち、直近の経営事項審査に係るものをいう。
キ　「総合点数」とは、総合評定値に県評価点を加算して得た数値をいう。
ク　「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第２項に規定する建設工事及び法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に掲げる公共法人が発注する建設工事をいう。
ケ　「主任技術者」とは、法第２６条第１項に規定する者をいう。
コ　「監理技術者」とは、法第２６条第２項に規定する者をいう。
サ　「専任特例１号の主任技術者又は監理技術者」とは、法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者をいう。
シ　「専任特例２号の監理技術者」とは、法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
ス　「監理技術者補佐」とは、法第２６条第３項第２号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
セ　「現場代理人」とは、公共工事の請負契約に基づき工事現場に設置した現場代理人をいう。
ソ　「専門技術者」とは、法第２６条の２に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
タ　「担当技術者」とは、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事した者をいう。
チ　「技術者」とは、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者をいう。
ツ　「営業所技術者等」とは、法第７条第２号に規定する営業所技術者又は法第１５条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。
テ　「直接的な雇用関係」とは、監理技術者制度運用マニュアル（令和７年１月２８日国不建技第１４７号）二ー四に規定する関係をいう。
ト　「恒常的な雇用関係」とは、監理技術者制度運用マニュアル二ー四に規定する関係をいう。
ナ　「監理技術者講習」とは、法第２６条第４項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。
（注２）「営業所等の所在地」又は「施工実績」の要件に係る地域の名称及びその区域は、別表１に掲げるとおりとする。

（注３）上表及び（注１）において指定がない場合、入札参加資格要件は、一般競争入札参加申請書の提出日時点で審査する。

３　契約条項を示す場所
周南工業用水道事務所　総務課
（ 所在地 ）周南市大字徳山４９９８番地
（　Tel　）０８３４－２１－５７７４
（　Fax　）０８３４－２１－６０５９
（ E-mail ）a40503@pref.yamaguchi.lg.jp

４　入札の方法
この入札は、政令第１６７条の５の２に規定する一般競争入札に参加しようとする者に更に必要な資格を定めて行う入札（以下「条件付一般競争入札」という。）及び政令第１６７条の１０の２第３項に規定する総合評価一般競争入札により行うほか、次に掲げる方法により実施する。

入　札　の　方　法	
入札参加資格の審査	事前審査方式
入札書の提出方法	電子入札
工事費内訳書	提出を要する
入札保証金	免除する
入札の実施回数	３回まで
入札の中止	次に掲げる場合のほか、発注者が必要と判断した場合は、入札の執行を中止する。 ア　談合等不正な行為が行われた事実があると認められる場合
総合評価の型式	特別簡易型
低価格入札対策	低入札価格調査制度を適用 土木系工事（土木系電気設備工事）
先抜け方式	適用しない
無効入札	入札条件及び指示事項に定めるとおり
落札者としない者	入札条件及び指示事項に定めるとおり

5　入札参加手続

(1) 一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料

この入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書に、条件付一般競争入札（事前審査方式）事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）４(2)に規定する書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）のうち、次表の提出欄において○が付されている書類を添付して、６に掲げる期日までに、３に掲げる場所へ提出しなければならない。

提出	書　類　の　名　称	備　考
○	誓約書（第１号様式／単体用）	事務処理要領別紙１「入札参加資格確認資料作成要領」に留意して作成すること。 なお、次に示す監理技術者等の配置を予定する場合は、加えて事務処理要領に定める次の書類（様式）を作成・提出すること。 【専任特例１号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合】 ・別記第３－１号様式 【専任特例２号の監理技術者の配置を予定する場合】 ・別記第３－２号様式 【営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合】 ・別記第３－３号様式 また、誓約書（第１号様式）を第１ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこと。 【例】１／○○　～　○○／○○枚　等
	誓約書（第１号様式／単体用:一括審査方式）	
	誓約書（第１号様式／ＪＶ用）	
○	工事の施工実績調書（第２号様式）	
○	配置技術者の資格・工事経験調書（第３－１号様式）	
○	配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第３－２号様式）	
○	建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し	
○	総合評定値通知書の写し	
○	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	
	共同企業体競争入札参加資格審査申請書	
	共同企業体協定書の写し	
	委任状	
○	指定部分に係る見積書	

(2) 技術提案資料

この入札に参加しようとする者は、「建設工事における総合評価方式による競争入札について」及び「自己採点方式の運用について」に規定する書類（以下「技術提案資料」という。）のうち、次表の提出欄において○が付されている書類を、６に掲げる期日までに、３に掲げる場所へ提出しなければならない。

提出	書　類　の　名　称	備　考
○	技術提案資料の提出について（第１号様式）	別表２に留意して作成すること。 また、提出表紙を第１ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこと。 【例】１／○○　～　○○／○○枚　等
	技術提案資料の提出について（第１号様式:一括審査方式）	
○	技術提案資料提出一覧表（特別簡易型）（第２－１号様式）	
	技術提案資料提出一覧表（簡易型）（第２－２号様式）	
	技術提案資料提出一覧表（標準型）（第２－３号様式）	
	発注者が求める事項（第３号様式）	
	発注者が求める事項（第４－２号様式）	
	発注者が求める事項（第４－３号様式）	
	工事全般の施工計画（第５号様式）	
○	同種工事の施工実績（第６号様式）	
○	主任（監理）技術者の資格・工事経験（第８－１号様式）	
○	主任(監理)技術者に関する資格者証添付書（第８－２号様式）	
○	継続学習(ＣＰＤ)制度の取組状況（第９号様式）	
	応急対策活動実績（第１１号様式）	
○	地域活動実績（第１２号様式）	

(3) 提出部数

各１部とする。

(4) 提出方法

入札条件及び指示事項による。

6　入札に係る手続期間等

この入札は、次に掲げる日程により実施する。

手続の種類	日時、期間又は提出期限	備　　考
入札概要書の縦覧及び配布期間	この公告の日から 令和8年11月13日 まで	山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（1回目）の受付期間	令和8年10月19日 から 令和8年10月20日 の 16:30 まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書をメール送信（ファイル添付）により提出し、電話等により受信確認を行うこと。また、当面の間、持参、FAX送信又は郵送による提出も可とし、郵送による場合は受付期間内の必着、かつ配達記録が残る方法とすること。 質問書の様式は、下記ページからダウンロードすること。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html また、回答は山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（1回目）に対する回答の掲示期間	令和8年10月22日 の 9:00 から 令和8年12月9日 まで	
質問（2回目）の受付期間	令和8年10月22日 の 9:00 から 令和8年10月23日 の 16:30 まで	
質問（2回目）に対する回答の掲示期間	令和8年10月27日 の 9:00 から 令和8年12月9日 まで	
一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限	令和8年10月30日 の 16:30 まで	5を参照すること。
技術提案資料の提出期限	令和8年10月30日 の 16:30 まで	
見積書の提出期限	令和8年10月30日 の 16:30 まで	
入札参加資格審査結果の通知日時及び通知方法	令和8年11月13日 まで	左に掲げる期日までに、「入札参加資格適合・非適合通知書」を送付する。
入札参加資格非適合理由の説明請求期限	非適合通知があった日の翌日から起算して5日以内	非適合の理由に不服がある場合は、「非適合理由説明申請書」を3に掲げる場所へメール送信・持参等により提出すること。
設計図書の縦覧及び配布期間	令和8年11月16日 から 令和8年12月9日 まで	山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（3回目）の受付期間	令和8年11月17日 から 令和8年11月18日 の 16:30 まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書をメール送信（ファイル添付）により提出し、電話等により受信確認を行うこと。また、当面の間、持参、FAX送信又は郵送による提出も可とし、郵送による場合は受付期間内の必着、かつ配達記録が残る方法とすること。 質問書の様式は、下記ページからダウンロードすること。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/shinsei/youshiki.html また、回答は山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
質問（3回目）に対する回答の掲示期間	令和8年11月20日 の 9:00 から 令和8年12月9日 まで	
質問（4回目）の受付期間	令和8年11月20日 の 9:00 から 令和8年11月24日 の 16:30 まで	
質問（4回目）に対する回答の掲示期間	令和8年11月26日 の 9:00 から 令和8年12月9日 まで	
入札書の提出受付期間	令和8年12月2日 の 9:00 から 令和8年12月4日 の 16:30 まで	山口県電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札参加承認を受けた者にあっては、左に掲げる期間に3に掲げる場所へ持参して提出すること。
工事費内訳書の提出受付期間	入札書の受付期間と同期間	
入札の執行（開札）日時	令和8年12月10日　　10:00	（入札会場） 周南市大字徳山４９９８番地　周南工業用水道事務所
建設工事等における積算内容確認依頼書の受付期間	積算内容確認の実施等のために落札決定が保留された日から起算して3日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。
低入札価格調査に係る資料の提出	調査を行う旨の連絡をした日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）	入札条件及び指示事項を参照すること。

7　落札者の決定方法

(1) 加算点の算出基準

落札者の決定は、入札価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

入札参加者から提出された技術提案資料に記載された技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。

なお、加算点を求める際の評価項目、基準、配点及び換算点は次表によるものとし、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札を無効とする。

評価項目	評価の細目	評価基準	評価点	換算値
企業の技術的能力について	平成30年4月1日からこの公告の日までの間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2	6↓4
		同種工事の施工実績がない	0	
	山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局において発注し、令和6年度及び令和7年度に竣工した工事の発注業種における工事成績評定点の平均点 ただし、上記年度に工事成績評定点を有していない場合は、令和2年度から令和5年度に竣工した工事の発注業種における工事成績評定点の平均点	80点以上	2	
		77点以上80点未満	1.5	
		74点以上77点未満	1	
		65点以上74点未満、又は実績なし	0.5	
		65点未満	0	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1	
		認証取得していない	0	
	標準見積書の活用	全ての下請契約（二次下請以降含む。）で標準見積書を活用する、又は下請契約がない	1	
		標準見積書を活用しない	0	
配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が資格を有する	1	5↓4
		その他	0	
	平成30年4月1日からこの公告の日までの間の同種工事の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2	
		施工経験がない	0	
	令和8年4月1日からこの公告の日までの間の任意の日以前の継続学習の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1	
		取得していない	0	
	技能士等の活用	指定する工種で指定する技能士等を全て活用した施工とする場合、又は技能士等を指定していない場合	1	
		使用しない	0	
企業の地域精通度・地域貢献度	地理的条件（緊急時の施工体制）	主たる営業所を山口県内に有する場合、又は工場を山口県内に有している場合	1	6↓2
		その他	0	
	令和7年4月1日からこの公告の日までの間の地域活動実績	活動実績がある	1	
		活動実績がない	0	
	県内資材の活用	指定資材で県内資材を全量活用する又は指定資材がない場合	2	
		その他	0	
	県内企業の下請活用	百万円以上の下請で県内企業等を全て活用する場合若しくは元請企業が県内に本店を有する企業で百万円以上の下請を活用しない場合	2	
		その他	0	
換算値の計（加算点の最大値）				10

（注）「発注業種」とは、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類（２９業種）のうち、当該工事の入札に参加することができる業種（入札公告の入札参加資格要件とする業種）をいう。

(2) 加算点、履行確実点及び評価値の算定方法

加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点}\quad \Sigma = \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

標準点（１００点）に算出した加算点及び履行確実点（５点）を加えた合計を「技術評価点」とし、この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除して値（評価値）を算定する。

ただし、入札書記載価格が「山口県低入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回った場合は、履行確実点を０点とし、評価値算定のための入札書記載価格を調査基準価格として値（評価値）を算定する。

$$\text{各社の評価値} = \frac{\text{標準点}+\text{加算点}+\text{履行確実点}}{\text{入札書記載価格}} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札書記載価格}}$$

また、本工事は自己採点方式の実施工事であるため、自己採点による加算点と入札書記載価格から算出した評価値が最も高い入札参加者の技術提案資料の審査を行い、加算点及び評価値を算出する。また、他の入札参加者については技術提案資料の審査は行わず、自己採点による加算点と入札書記載価格から算出した評価値とする。

(3) 落札者の決定

入札条件及び指示事項による。

8　契約の方法等

(1) 契約書作成の要否

作成を要する。

（使用する契約約款：山口県建設工事請負契約約款（単年用））

※電子契約選択の可否　→　電子契約選択可能

(2) 議会議決の要否

議決は要しない。

(3) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上（「山口県入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回った入札者を落札者として契約を締結する場合にあっては、契約額の１００分の３０以上）の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債であり無券面化していないものに限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、工事履行保証契約（定額填補型に限る。）又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

(5) 支払条件

ア　債務負担行為の年度別支払割合

本工事に債務負担行為が設定されている場合、各会計年度における出来高予定額及び支払限度額は、契約金額に次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、契約締結の際に端数等の調整を行う場合がある。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合

イ　前払金

入札条件及び指示事項に定めるとおり。

ウ　部分払

入札条件及び指示事項に定めるとおり。

エ　中間前払金

入札条件及び指示事項に定めるとおり。

(6) 契約締結後の技術提案

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案（７(1)に基づく評価対象となるべきものを除く。）を受け付けるＶＥ方式の工事である。

(7) 建設リサイクル法の適用

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務の対象とならない工事である。

(8) 中間検査の実施

実施しない。

回数	工種	実施段階	検査実施日

(9)　入札書記載価格が「山口県低入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

ア　専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられている請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事では、配置技術者と同等の要件を満たす技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で１名追加配置すること。同等の要件とは、入札条件及び指示事項に定めるとおり。

イ　専任の主任技術者の配置が義務付けられていない請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事では、主任技術者を専任で配置すること。

ウ　配置技術者及び低入札技術者は、他の工事の主任技術者、監理技術者及び現場代理人、並びに営業所技術者及び特定営業所技術者を兼ねることができない。

エ　配置技術者及び低入札技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができない。

9　その他

この入札に関して不明な点がある場合は、６の備考欄に掲げる方法により質問すること。ただし、軽微な質問については、３に掲げる場所へ問い合わせること。

別表１　「営業所等の所在地」又は「施工実績」の要件に係る地域の名称及びその区域

所管事務所名	地域の名称	対　　象　　区　　域
岩国土木建築事務所	岩国地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における岩国市の区域
	和木地域	玖珂郡和木町
	由宇地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡由宇町の区域
	本郷地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡本郷村の区域
	錦地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡錦町の区域
	美川地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡美川町の区域
	美和地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡美和町の区域
	玖珂地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡玖珂町の区域
	周東地域	岩国市のうち平成１８年３月１９日における玖珂郡周東町の区域
柳井土木建築事務所	柳井地域	柳井市のうち平成１７年２月２０日における柳井市の区域
	大畠地域	柳井市のうち平成１７年２月２０日における玖珂郡大畠町の区域
	田布施地域	熊毛郡田布施町
	上関地域	熊毛郡上関町
	平生地域	熊毛郡平生町
	久賀地域	周防大島町のうち平成１６年９月３０日における大島郡久賀町の区域
	大島地域	周防大島町のうち平成１６年９月３０日における大島郡大島町の区域
	橘地域	周防大島町のうち平成１６年９月３０日における大島郡橘町の区域
	東和地域	周防大島町のうち平成１６年９月３０日における大島郡東和町の区域
周南土木建築事務所	新南陽地域	周南市のうち平成１５年４月２０日における新南陽市の区域
	徳山市部地域	周南市のうち新南陽地域、徳山北部地域、鹿野地域及び熊毛地域を除く区域
	徳山北部地域	周南市のうち周南市須金支所、周南市中須支所、周南市須々万支所、周南市長穂支所及び周南市向道支所の所管区域
	鹿野地域	周南市のうち平成１５年４月２０日における都濃郡鹿野町の区域
	熊毛地域	周南市のうち平成１５年４月２０日における熊毛郡熊毛町の区域
	下松地域	下松市
	光地域	光市のうち平成１６年１０月３日における光市の区域
	大和地域	光市のうち平成１６年１０月３日における熊毛郡大和町の区域
防府土木建築事務所	防府地域	防府市
	山口北部地域	山口市のうち山口南部地域、徳地地域及び阿東地域を除く区域
	山口南部地域	山口市のうち陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝及び佐山の区域並びに平成１７年９月３０日における吉敷郡小郡町、吉敷郡秋穂町及び吉敷郡阿知須町の区域
	徳地地域	山口市のうち平成１７年９月３０日における佐波郡徳地町の区域
	阿東地域	山口市のうち平成２２年１月１５日における阿武郡阿東町の区域
宇部土木建築事務所	宇部地域	宇部市のうち平成１６年１０月３１日における宇部市の区域
	楠地域	宇部市のうち平成１６年１０月３１日における厚狭郡楠町の区域
	小野田地域	山陽小野田市のうち平成１７年３月２１日における小野田市の区域
	山陽地域	山陽小野田市のうち平成１７年３月２１日における厚狭郡山陽町の区域
	美祢地域	美祢市のうち平成２０年３月２０日における美祢市の区域
	美東地域	美祢市のうち平成２０年３月２０日における美祢郡美東町の区域
	秋芳地域	美祢市のうち平成２０年３月２０日における美祢郡秋芳町の区域
下関土木建築事務所	旧市内地域	下関市のうち下関市役所本庁の所管区域
	彦島地域	下関市のうち下関市役所彦島支所の所管区域
	王喜・吉田地域	下関市のうち下関市役所王喜支所及び下関市役所吉田支所の所管区域
	小月地域	下関市のうち下関市役所小月支所の所管区域
	清末地域	下関市のうち下関市役所清末支所の所管区域
	王司地域	下関市のうち下関市役所王司支所の所管区域
	長府地域	下関市のうち下関市役所長府支所の所管区域
	勝山・内日地域	下関市のうち下関市役所勝山支所及び下関市役所内日支所の所管区域
	川中地域	下関市のうち下関市役所川中支所の所管区域
	安岡・吉見地域	下関市のうち下関市役所安岡支所及び下関市役所吉見支所の所管区域
	旧下関地域	下関市のうち平成１７年２月１２日における下関市の区域
	豊浦地域	下関市のうち平成１７年２月１２日における豊浦郡豊浦町の区域
	豊田地域	下関市のうち平成１７年２月１２日における豊浦郡豊田町の区域
	豊北地域	下関市のうち平成１７年２月１２日における豊浦郡豊北町の区域
	菊川地域	下関市のうち平成１７年２月１２日における豊浦郡菊川町の区域
長門土木建築事務所	長門地域	長門市のうち平成１７年３月２１日における長門市の区域
	油谷地域	長門市のうち平成１７年３月２１日における大津郡油谷町の区域
	日置地域	長門市のうち平成１７年３月２１日における大津郡日置町の区域
	三隅地域	長門市のうち平成１７年３月２１日における大津郡三隅町の区域
萩土木建築事務所	萩地域	萩市のうち平成１７年３月５日における萩市の区域
	川上地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡川上村の区域
	旭地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡旭村の区域
	福栄地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡福栄村の区域
	須佐地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡須佐町の区域
	田万川地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡田万川町の区域
	むつみ地域	萩市のうち平成１７年３月５日における阿武郡むつみ村の区域
	阿武地域	阿武郡阿武町

別表２　総合評価の評価項目及び技術提案資料作成の留意事項

	項　　目	留　　意　　事　　項	様式
企業の技術的能力	過去８年間の同種工事の施工実績の有無（注１）	a.　評価対象を、「平成30年4月1日から入札通知又は公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事の実績」としているので、定められた同種工事の実績（注１による。規模が定められている場合は規模を含む）について記載すること。 b.　一般財団法人日本建設情報センターの工事情報システム（以下「コリンズ」という。）に竣工登録された工事であり、コリンズで同種工事の施工実績が確認できる場合は登録内容確認書を添付すること。なお、コリンズ登録番号を様式に記載した場合に限り、登録内容確認書の添付を省略できる。また、発注機関から建設工事施工証明書が交付されている場合にあっては、登録内容確認書に代えて建設工事施工証明書の写しを添付することができる。 c.　共同企業体により施工した工事については出資比率２０％以上の場合にのみ施工実績として認める。 d.　共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。 e.　受注形態は、単体又は○○・□□ＪＶ（出資比率○○％）と記載すること。 f.　工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。 g.　共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	6
	過去２年間（過去２年間に工事成績評定点がない場合は過去６年間）の山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点	a.　各企業の令和6年度及び令和7年度の過去２年間に竣工し検査を受けた山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点により評価する。ただし、過去２年間に工事成績評定点を有しない企業については、令和2年度から令和5年度の間に竣工し検査を受けた山口県発注工事の発注業種における工事成績評定点の平均点により評価する。なお、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が、公共建築工事積算基準類に基づき設計積算を行い発注した工事のうち、公共建築工事標準仕様書等に基づく工事監理、及び公共建築工事の考査項目別運用表を適用して成績評定を行った工事については、原則として、建築関係工事として取り扱う。 b.　山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局が発注した工事を対象とするが、建築関係工事（土木建築部建築指導課及び住宅課の発注工事）、維持管理業務として発注したもの及び５百万円未満の工事は除く。また、令和３年３月３１日までに入札公告または指名通知を行った工事で、災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したもの及び維持管理工事等のうち出来形、品質又は出来ばえを評価できないものは、原則として対象としない。なお、平均点は業種別に算定する。 c.　平均点は県の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価するので、資料提出の必要はない。 d.　共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。 e.　対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を６５点として取り扱う。	提出不要
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	a.　労働安全衛生マネジメント(JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)または建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b.　本店を県外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。 　なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。 c.　共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	－
	標準見積書の活用	a. 建設業許可を有する業者（社会保険等加入義務のない業者は除く）との全ての下請契約を対象とし、金額に関わらず、二次下請以降を含んだ全ての下請契約において、標準見積書（法定福利費事業主負担額を内訳明示した見積書）を活用する場合に評価する。 b. 下請契約がなく、当該工事全てを自社にて施工する場合には、全ての下請契約で標準見積書を活用する場合と同等の評価をする。 c. 変更で新たに追加となった工種は、対象としない。	－
配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格（注２）	a.　主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 b.　配置技術者の保有資格について、（注２）に掲げる資格並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第１５条第２号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付書（第８－２号様式）に添付すること。なお、添付書については、一般競争入札参加申請書に、技術者の資格等を確認できる資料を添付した場合は、不要である。 c.　若手技術者として配置する場合は、当該配置技術者を本工事に専任させること。ただし、建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合には、兼務を認める。 d.　監理技術者資格者証による場合は、監理技術者資格者証（裏面の講習修了履歴を含む）の写しを添付すること。 e.　監理技術者資格者証によらない場合は、国家資格等を有することが確認できる書類の写し（若手技術者にあっては、あわせて年齢が確認できるものであること）を添付すること。 f.　配置技術者の候補者は１名とする。ただし、工場製作を含む工事であって工場から現地へ現場が移行する時点で技術者を途中交代する場合は、工場製作時の技術者１名、現地での技術者１名とする。この場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。なお、記載した候補者の最も資格の低い者をもって評価する。 g.　共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	8-1 8-2

	過去８年間の同種工事の施工経験の有無（注３）		a.　評価対象を、「平成30年4月1日から入札通知日又は公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した同種工事（注３による）の経験の有無」としているので、該当する工事について記載すること。 b.　配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去８年間の同種工事の施工実績」によること。また、施工経験として記載した同種工事において当該技術者に途中交代があった場合は、従事期間が確認できる最終工程表を添付すること。 　なお、特段の指示がない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間）の半分を超える期間を従事したことが確認できる場合に評価する。 c.　若手担当技術者としての従事経験の場合は、当該配置技術者の生年月日が確認できる資料を添付すること。 d.　共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20％以上のものを対象とする。 e.　配置技術者の候補者の人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」による。なお、工場製作を含む工事であって候補者を２名とした場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。全ての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。 f.　共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の配置技術者のみを対象とする。	
	継続学習(CPD)制度の取組状況		a.　令和8年4月1日から入札通知日又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（ＣＰＤ）に対する取組状況（各認証団体が定める期間における推奨単位以上とする。（例）全国土木施工管理技士会連合会の場合、１年間に20ユニット、２年間に40ユニット、３年間に60ユニット、４年間に80ユニット、５年間に100ユニットのいずれでも可）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。 　なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に評価する。 b.　配置技術者の候補者の人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」による。なお、工場製作を含む工事であって候補者を２名とした場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。全ての候補者の取組が確認できる場合に評価する。 c.　共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	9
	技能士等の活用（注４）		a.　（注４）で指定する全ての工種（種別）において指定した全ての技能士等を活用する場合に評価する。なお、指定した技能士等が、技能士の場合は下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格（舗装施工管理技術者、プレストレストコンクリート技士など）の場合は下請け等の職員は認めない。 b.　第10号様式及び従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しについては、契約締結後、施工計画書に添付して提出すること。	技術提案時は提出不要
企業の地域精通度・地域貢献度	①地域精通度／地理的条件（緊急時の施工体制）		a.　山口県内に本店等を有している場合に評価する。なお、ここで言う本店等とは、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）とする。山口県内に工場がある場合は、その所在地を証明する資料及び共同企業体として工場を保有している場合は出資比率を証明する資料を提出すること。 b.　共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	－
	②地域貢献度	過去１年間の地域活動実績	a.　令和7年4月1日から入札通知日又は公告日までの間における「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」又は「有害鳥獣捕獲支援ボランティア」に基づく企業としてのボランティア活動並びに清掃 、植栽等山口県内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかの活動について評価する。個人としての活動は評価しない。 　なお、ここで言う公共施設とは、国又は地方公共団体が管理する道路、河川、港湾、公園、学校等の施設（法定外公共物は除く。）とする。 b.　上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動内容が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者又は地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類等、第三者が当該地域活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。ただし、「やまぐち道路愛護ボランティア」、「水を守る森林づくり推進事業」の場合には、提出様式の「地域活動の種類」の欄に活動名称を記載することにより、実績のわかる書類等の添付は省略できるものとする。 c.　共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	12
		県内資材の活用（注５）	a.　（注５）で指定する資材（下請が購入する資材も含む）において、県内資材を全量活用する場合に評価する。なお、ここで言う県内資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、県内工場等で製造した資材又は県内の代理店等から購入する資材とする。 b.　変更設計で新たに追加した資材の種類（規格）は対象としないが、変更設計で増加した資材数量は対象とする。	－
		県内企業の下請活用（注６）	a.　二次下請以降を含む百万円以上の全ての下請を対象（注６を参照）とし、その下請業者の全てが県内企業等の場合に評価する。なお、ここで言う県内企業等とは、山口県内に本社、本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が２０％以上のものに限る。）を有する企業とする。 b.　百万円以上の下請がない場合には、元請企業が山口県内に本店を有している場合又は共同企業体で全ての構成員が山口県内に本店を有している場合に評価する。 c.　変更で新たに追加した工種は対象としない。	－

なお、上記表中（注１）から（注６）については、以下の内容により記載すること。

（注１）同種工事の施工実績
平成30年4月1日からこの公告の日までの間に、元請負人（共同企業体にあっては、出資比率が20％以上の構成員に限る。）として、電気工事として発注された請負代金の額が500万円以上である公共工事で水質計器の新設又は取替工事を施工した実績とする。

（注２）主任（監理）技術者の保有する資格
１級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。なお、若手技術者にあっては、１級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。ただし２級電気工事施工管理技士の資格を有する者については、本工事への専任を要するので留意すること。
（注３）同種工事の施工経験
平成30年4月1日からこの公告の日までの間に、元請負人（共同企業体にあっては、出資比率が20％以上の構成員に限る。）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は若手担当技術者として、電気工事として発注された請負代金の額が500万円以上である公共工事で水質計器の新設又は取替工事に従事した経験とする。
（注４）指定する工種と職種
なし
（注５）指定する資材
なし
（注６）県内企業の下請活用
対象外工種なし

（注）用語の定義は、次のとおりとする。

ア　「若手技術者」とは、この公告の日に満35歳未満である技術者をいう。

イ　「若手担当技術者」とは、平成26年5月1日以降に完成し、引渡しを行った同種工事において、配置時点で満35歳未満の担当技術者をいう。